

伊勢市公報

第 347 号
 令和 2 年 4 月 20 日
 月 曜 日

目 次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	3
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務決裁規程等の一部を改正する規程	6
○ 市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の全部を改正する規程	10
○ 伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程	33
告 示	
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	35
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	36
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	37
○ 指定代理納付者の指定について	38
○ 収納の事務の委託について	39
○ 令和元年度補正予算の要領について	40
○ 令和2年度当初予算の要領について	74
○ 地域包括支援センターの設置について	102
○ 地域包括支援センターの設置について	103
○ 地域包括支援センターの設置について	104
○ 地域包括支援センターの設置について	105
○ 地域包括支援センターの設置について	106
○ 地域包括支援センターの設置について	107
○ 指定地域密着型サービス事業の廃止について	108
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	109
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	110
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	111
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	112
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	113
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	114
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	115
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	116
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	117
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	118
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	119
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	120
○ 令和2年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	121
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	122
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	123
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	124
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	125
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	126
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	127

上下水道事業告示

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 128
- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 129

公 告

- 特定公共賃貸住宅の入居者の募集について 130
- 伊勢市地域公共交通網形成計画の公表について 133
- 公示送達 134

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（代決）

第8条 代決は、次の表の左欄の決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に定める第1順位にある者が行う。この場合において、第1順位にある者が不在のときは第2順位にある者が、第2順位にある者が不在のときは第3順位にある者が、これを行うものとする。

決裁権者	代決を行う者及び順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
市長	主管の副市長	他の副市長	主管の部長等又は部理事等
副市長	他の副市長	主管の部長等又は部理事等。ただし、部長等又は部理事等の服務（出張命令、休暇承認等をいう。以下同じ。）に関する事項については、総務部長（総務部長の服務に関する事項については	

		、市長が決裁する。)	
部長等又は部理事等	次長等。次長を置かない部及び副支所長を置かない総合支所にあつては、主管の課長		
次長等	主管の課長		
課長	課長補佐。課長補佐を置かない課にあつては、主管の係長等		
出先機関の長	当該出先機関の長があらかじめ指定した者		

附 則

この訓令は、令和2年4月2日から施行する。

市立伊勢総合病院事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第10号

市立伊勢総合病院事務決裁規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務決裁規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表の5(2)の表15の部(2)の項中「、賃金」を削る。

(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規定第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は非常勤の職員」を「非常勤の職員」に改める。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(臨時の職員を除く。)」を削る。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(臨時の職員を除く。)」を削る。

第17条の見出しを「(非常勤の職員の給与)」に改める。

(伊勢市病院事業会計規程の一部改正)

第5条 伊勢市病院事業会計規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第36条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表の2の表病院事業費用の部医業費用の款給与費の項中

賃金 報酬	臨時職員等の賃金 臨時又は非常勤の医師、顧問、 嘱託員等に対する報酬	を
----------	--	---

報酬	パートタイム会計年度任用職 員(地方公務員法(昭和25年法 律第261号)第22条の2第1項 第1号に掲げる職員をいう。 以下同じ。)等に対する報酬	に改め、同部
----	--	--------

健診費用の款給与費の項中	賃金 報酬	臨時職員等の賃金 臨時又は非常勤の 問、嘱託員等に対
--------------	----------	----------------------------------

医師、顧 する報酬	を	報酬	パートタイム会計年度任用 職員等に対する報酬
--------------	---	----	---------------------------

に改める。

別表の5の表流動負債の部未払費用の項中「未払賃金、未払賃借料」を「未払賃借料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第5条の規定による改正後の伊勢市病院事業会計規程別表の規定は、令和2年度の事業年度から適用する。

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の全部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第11号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第9号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）第2条第2項の規定に基づき、市立伊勢総合病院に勤務する非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

（病院企業会計年度任用職員の職種名）

第2条 市立伊勢総合病院に勤務する地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「病院企業会計年度任用職員」という。）の職種名は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 管理栄養士
- (5) 診療放射線技師
- (6) 臨床検査技師
- (7) 臨床工学技士
- (8) 理学療法士
- (9) 作業療法士
- (10) 言語聴覚士
- (11) 視能訓練士

- (12) 歯科衛生士
- (13) 歯科技工士
- (14) 看護師
- (15) 准看護師
- (16) 事務補助員
- (17) 事務支援員
- (18) 医師事務作業補助員
- (19) 防犯相談員
- (20) 業務補助員
- (21) 介助員
- (22) 介護福祉士
- (23) 看護補助者

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次のとおりとする。

- (1) 病院企業会計年度任用職員一般職給料表（別表第1）
- (2) 病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表（別表第2）

（病院企業会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給の基準）

第4条 病院企業会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給は、別表第3（以下「職種別基準表」という。）に定めるもののほか、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の適用を受ける職員の例による。

（パートタイム病院企業会計年度任用職員となった者の給料の額）

第5条 パートタイム病院企業会計年度任用職員（病院企業会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の給料月額は、前2条の規定による給料月額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム病院企業会計年度任用職員について定められた1

週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 パートタイム病院企業会計年度任用職員の給料日額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム病院企業会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 パートタイム病院企業会計年度任用職員の給料時間額は、基準月額を155で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（特殊勤務手当）

第6条 病院企業会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 分娩業務手当
- (3) 解剖業務手当
- (4) 死体処理手当
- (5) 解剖死体搬送手当
- (6) 夜間看護手当
- (7) 待機手当
- (8) 変則勤務手当
- (9) 危険業務従事手当

2 夜間看護手当の支給を受ける病院企業会計年度任用職員は、看護師、准看護師、介護福祉士及び看護補助者とし、支給額については、病院企業職員で常時勤務を要するもの（以下「常勤職員」という。）の例による。

3 第1項（第6号を除く。）の特殊勤務手当の支給を受ける病院企業会

計年度任用職員の範囲及び支給額については、常勤職員の例による。

(年次有給休暇)

第7条 任用の日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した病院企業会計年度任用職員に対して、10日の年次有給休暇を与える。

2 前項の規定にかかわらず、1年6箇月以上継続勤務した病院企業会計年度任用職員に対しては、任用の日（継続勤務に係る期間の最初の任用の日をいう。）から起算して6箇月を超えて継続勤務する日（以下「6箇月経過日」という。）から起算した継続勤務年数1年ごとに、前項の日数に、次の表の左欄に掲げる6箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を加えた日数とする。

6箇月経過日から起算した継続勤務年数	日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

3 労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項第1号及び第2号に掲げる労働者のいずれかに該当する病院企業会計年度任用職員の年次有給休暇の日数については、同項の規定の例による。

(病気休暇)

第8条 病院企業会計年度任用職員の病気休暇は、病院企業会計年度任用職員となった時（引き続き病院企業会計年度任用職員となった場合を除く。次条において同じ。）から6月を経過するまでの間は、無給とする。

(特別休暇)

第9条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）第15条第1項第6号から第9号まで、第12号、第13号及び第19号から第21号までに規定する特別休暇は、病院企業会計年度任用職員となった時から6月を経過するまでの間は、無給とする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件に関するその他の事項）

第10条 この規程に定めるもののほか、病院企業会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

（病院企業会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の特例）

第11条 第3条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮しこれらの規定により難しい職として病院事業管理者が特に必要と認める病院企業会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定めることができる。

（特別職非常勤職員の給与、旅費等）

第12条 地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に規定する非常勤の職員の給与、旅費等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給与の種類は、報酬とし、その額及び支給方法等については、伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の規定の例による。
- (2) 旅費については、伊勢市病院企業職員等の旅費に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第17号）の定めるところによる。
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項は、伊勢市特別職の職員で非常勤のものの例による。

（補則）

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 病院企業会計年度任用職員が、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の法」という。）第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として、次の表の左欄に掲げる職種に従事し、施行日において、同表の中欄に掲げる病院企業会計年度任用職員として任用された場合にあつては、施行日における当該病院企業会計年度任用職員の職務の級及び号給は、同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、次の表の級号給の欄に定める号給が、職種別基準表の上限号給の欄に定める号給を超えるときは、次の表の級号給の欄に定める号給を当該病院企業会計年度任用職員の号給の上限とする。

- (1) 施行後に病院企業会計年度任用職員一般職給料表の適用を受ける職員

施行日前日の職種	病院企業会計年度任用職員の職種	級号給
嘱託事務員	事務支援員	1級15号給
医師事務作業補助員であつて、施行日前日の賃金月額が162,000円であるもの	医師事務作業補助員（2種）	1級15号給

医師事務作業補助員であって、施行日前日の賃金月額が175,000円であるもの	医師事務作業補助員（1種）	1級23号給
医師事務作業補助員であって、施行日前日の賃金月額が186,670円であるもの	医師事務作業補助員（1種）	1級28号給
医師事務作業補助員であって、施行日前日の賃金月額が210,000円であるもの	医師事務作業補助員（1種）	1級44号給
嘱託事務員であって、施行日前日の賃金月額が200,000円であるもの	防犯相談員	1級37号給
診療放射線技師又は臨床検査技師であって、施行日前日の賃金日額が10,610円又は賃金時間額が1,369円であるもの	診療放射線技師又は臨床検査技師	1級46号給
管理栄養士であって、施行日前日の賃金月額が222,600円であるもの	管理栄養士	1級56号給
管理栄養士又は臨床検査技師であって、施行日前日の賃金月額が225,600円であるもの	管理栄養士又は臨床検査技師	1級60号給

歯科技工士であって、施行日前日の賃金時間額が1,305円であるもの	歯科技工士	1級38号給
歯科衛生士であって、施行日前日の賃金日額が10,610円であるもの	歯科衛生士	1級46号給
歯科衛生士であって、施行日前日の賃金月額が225,600円であるもの	歯科衛生士	1級60号給
看護師であって、施行日前日の賃金日額が11,110円又は賃金時間額が1,434円であるもの	看護師（3種）	1級55号給
看護師であって、施行日前日の賃金時間額が1,535円であるもの	看護師（2種）	1級77号給
看護師であって、施行日前日の賃金月額が260,000円であるもの	看護師（1種）	2級45号給
准看護師であって、施行日前日の賃金日額が10,110円又は賃金時間額が1,305円であるもの	准看護師（3種）	1級38号給
准看護師であって、施行日前日の賃金日額が11,000円	准看護師（2種）	1級53号給

であるもの		
准看護師であって、施行日 前日の賃金月額が242,000 円であるもの	准看護師（1種）	2級31号給

(2) 施行後に病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表の適用を受ける職員

施行日前日の職種	病院企業会計年度任用職 員の職種	級号給
臨時事務員	業務補助員	1級14号給
看護補助者であって賃金日 額が7,420円又は賃金時間 額が957円であるもの	看護補助者（2種）	1級18号給
介護福祉士であって賃金月 額が210,000円であるもの	介護福祉士（1種）	2級24号給
介助員であって賃金月額が 175,000円であるもの	介助員	1級37号給

(年次有給休暇に関する経過措置)

- 3 施行日の前日において、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として任用され、施行日に病院企業会計年度任用職員として任用されたものの年次有給休暇の付与日数及び繰越日数については、なお従前の例による。

(病気休暇及び特別休暇に関する経過措置)

- 4 施行日の前日において、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として任用され、施行日に病院企業会計年度任用職員として任用されたものには、第8条及び第9条の規定は適用しな

い。

別表第1（第4条関係）

病院企業会計年度任用職員一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400
10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500

20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200
23	177,000	232,800
24	179,600	234,400
25	182,200	235,400
26	183,900	236,900
27	185,500	238,300
28	187,200	239,500
29	188,700	240,700
30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400
35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000

46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000
64	229,400	281,000
65	230,100	281,500
66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600

72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700
75	237,200	289,100
76	237,700	289,600
77	238,400	289,800
78	239,100	290,100
79	239,800	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800

98	296,100
99	296,500
100	296,900
101	297,100
102	297,400
103	297,800
104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600

124		303,900
125		304,200

別表第2（第4条関係）

病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	132,300	183,600
2	133,200	185,100
3	134,200	186,600
4	135,100	188,000
5	136,100	189,200
6	137,100	190,700
7	138,100	192,100
8	139,100	193,400
9	139,900	194,800
10	140,900	195,800
11	141,900	197,100
12	143,000	198,200
13	143,800	199,400
14	144,800	200,500
15	145,800	201,600
16	146,800	202,700
17	147,900	203,600
18	149,200	204,700

19	150,400	205,700
20	151,600	206,700
21	152,700	207,600
22	153,900	208,700
23	155,100	209,800
24	156,300	210,800
25	157,400	211,700
26	158,900	212,600
27	160,400	213,300
28	161,900	214,200
29	163,300	215,100
30	164,700	216,300
31	166,200	217,300
32	167,700	218,200
33	169,100	218,800
34	170,900	220,000
35	172,700	221,100
36	174,500	222,300
37	176,200	222,800
38	177,900	223,900
39	179,600	225,100
40	181,300	226,100
41	182,800	226,900
42	184,200	228,100
43	185,500	229,100
44	186,900	230,200

45	188,400	231,300
46	189,700	232,200
47	191,100	233,300
48	192,500	234,300
49	193,800	235,300
50	194,900	236,300
51	196,000	237,300
52	197,200	238,300
53	198,300	239,400
54	199,400	240,400
55	200,300	241,100
56	201,400	241,800
57	202,500	242,700
58	203,500	243,600
59	204,500	244,500
60	205,500	245,200
61	206,600	246,000
62	207,500	246,900
63	208,400	247,800
64	209,300	248,700
65	210,000	249,500
66	210,800	250,300
67	211,500	251,100
68	212,300	251,800
69	212,700	252,500
70	213,300	253,100

71	213,600	253,500
72	214,000	253,900
73	214,200	254,100
74	214,600	254,500
75	215,100	255,000
76	215,700	255,500
77	215,900	255,800
78	216,600	256,200
79	217,100	256,700
80	217,600	257,200
81	218,300	257,500
82	218,600	257,800
83	219,200	258,100
84	219,900	258,400
85	220,500	258,600
86	220,900	258,800
87	221,300	259,100
88	222,000	259,400
89	222,500	259,600
90	223,000	259,800
91	223,500	260,200
92	223,900	260,400
93	224,300	260,700
94	224,700	261,100
95	225,100	261,400
96	225,400	261,700

97	225,700	261,900
98	226,200	262,200
99	226,700	262,400
100	227,200	262,700
101	227,600	263,000
102	228,100	263,200
103	228,700	263,500
104	229,300	263,800
105	229,700	264,000
106	230,200	264,200
107	230,500	264,500
108	230,900	264,700
109	231,100	265,000
110	231,500	265,300
111	232,000	265,600
112	232,400	265,800
113	232,600	266,000
114	233,100	266,300
115	233,600	266,500
116	234,100	266,700
117	234,400	267,000
118	234,800	267,300
119	235,200	267,600
120	235,600	267,900
121	236,000	268,100
122		268,300

123	268,600
124	268,900
125	269,100
126	269,300
127	269,600
128	269,900
129	270,100
130	270,300
131	270,600
132	270,900
133	271,100
134	271,300
135	271,600
136	271,900
137	272,100

別表第3（第5条関係）

1 病院企業会計年度任用職員一般職職種別基準表

職種	勤務条件等	職務 の級	基礎 号給	上限 号給
管理栄養士		1	41	49
診療放射線技師		1	41	49
臨床検査技師		1	41	49
臨床工学技士		1	41	49
理学療法士		1	41	49
作業療法士		1	41	49
言語聴覚士		1	41	49

視能訓練士		1	41	49
歯科衛生士		1	37	45
歯科技工士		1	37	45
看護師（3種）	1種又は2種以外のもの	1	49	57
看護師（2種）	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）において、1月に4回以上勤務するもの	1	53	61
看護師（1種）	常時勤務を要する看護師と同等回数の夜間勤務を行うもの	2	25	33
准看護師（3種）	1種又は2種以外のもの	1	33	41
准看護師（2種）	土曜日、日曜日及び休日において、1月に4回以上勤務するもの	1	37	45
准看護師（1種）	常時勤務を要する看護師と同等回数の夜間勤務を行うもの	2	9	17
事務補助員		1	1	9
事務支援員		1	13	21
医師事務作業補助員（2種）	医師事務作業補助者の資格を有さないもの	1	13	21
医師事務作業補助員（1種）	医師事務作業補助者の資格を有するもの	1	21	29
防犯相談員		1	21	29

2 病院企業会計年度任用職員技能労務職職種別基準表

職種	勤務条件等	職務の級	基礎号給	上限号給
業務補助員		1	13	21
介助員		1	17	25
介護福祉士（2種）	1種以外のもの	1	33	41
介護福祉士（1種）	常時勤務を要する看護師と同等回数の夜間勤務を行うもの	2	17	25
看護補助者（2種）	1種以外のもの	1	17	25
看護補助者（1種）	常時勤務を要する看護師と同等回数の夜間勤務を行うもの	2	1	9

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月3日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第 12 号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 11 号）
の一部を次のように改正する。

第 55 条第 2 号中「及び給食材料の一部」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) その他貯蔵品

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 34 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 伊勢市東地域包括支援センター
所在地 伊勢市二見町茶屋 456 番地 2
- 3 指定の年月日
令和 2 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 35 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
医療法人社団 愛敬会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 伊勢市五十鈴地域包括支援センター
所在地 伊勢市楠部町字若ノ山 2605 番地 13
- 3 指定の年月日
令和 2 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 36 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
社会福祉法人 邦栄会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 伊勢市北地域包括支援センター
所在地 伊勢市馬瀬町 1094 番地 9
- 3 指定の年月日
令和 2 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都目黒区青葉台 3 丁目 6 番 28 号

株式会社トラストバンク

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 38 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都目黒区青葉台 3 丁目 6 番 28 号

株式会社トラストバンク

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 39 号

令和 2 年 3 月 23 日開議の市議会定例会で議決を経た令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和元年度 伊勢市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度 伊勢市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,053,321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,361,949千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第5条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,400,000	50,000	16,450,000
	1 市民税	7,403,000	△60,000	7,343,000
	2 固定資産税	6,557,669	102,000	6,659,669
	3 軽自動車税	371,600	6,000	377,600
	6 都市計画税	1,338,000	2,000	1,340,000
2 地方譲与税		332,000	3,938	335,938
	1 地方揮発油譲与税	90,000	△8,000	82,000
	2 自動車重量譲与税	230,000	12,000	242,000
	3 森林環境譲与税	12,000	△63	11,937
	4 地方道路譲与税	0	1	1
3 利子割交付金		40,000	△26,000	14,000
	1 利子割交付金	40,000	△26,000	14,000
4 配当割交付金		60,000	10,000	70,000
	1 配当割交付金	60,000	10,000	70,000
5 株式等譲渡所得割交付金		55,000	△20,000	35,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	55,000	△20,000	35,000
6 地方消費税交付金		2,280,000	0	2,280,000
	1 地方消費税交付金	2,280,000	0	2,280,000
8 自動車取得税交付金		60,000	11,788	71,788
	1 自動車取得税交付金	60,000	11,788	71,788
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		79,000	10,520	89,520
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	79,000	10,520	89,520
11 地方特例交付金		306,183	15,311	321,494
	1 地方特例交付金	95,000	15,311	110,311
12 地方交付税		10,195,395	332,609	10,528,004
	1 地方交付税	10,195,395	332,609	10,528,004
13 交通安全対策特別交付金		16,000	△3,289	12,711

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 交通安全対策特別交付金	16,000	△3,289	12,711
14 分担金及び負担金		715,142	△11,798	703,344
	1 負担金	715,142	△11,998	703,144
	2 分担金	0	200	200
15 使用料及び手数料		353,030	△843	352,187
	1 使用料	295,883	△788	295,095
	2 手数料	57,147	△55	57,092
16 国庫支出金		7,222,021	△332,498	6,889,523
	1 国庫負担金	5,802,883	△144,797	5,658,086
	2 国庫補助金	1,381,351	△184,427	1,196,924
	3 委託金	37,787	△3,274	34,513
17 県支出金		3,423,765	△37,210	3,386,555
	1 県負担金	2,193,024	1,877	2,194,901
	2 県補助金	906,866	△11,708	895,158
	3 委託金	323,875	△27,379	296,496
18 財産収入		69,894	77,746	147,640
	1 財産運用収入	49,685	94,941	144,626
	2 財産売払収入	20,209	△17,195	3,014
19 寄附金		90,002	26,029	116,031
	1 寄附金	90,002	26,029	116,031
20 繰入金		4,233,102	△826,393	3,406,709
	1 基金繰入金	4,202,726	△826,393	3,376,333
22 諸収入		636,574	102,269	738,843
	1 延滞金、加算金及び過料	20,000	30,000	50,000
	4 受託事業収入	23,750	△2	23,748
	5 雑入	586,036	72,271	658,307
23 市債		5,605,200	△435,500	5,169,700
	1 市債	5,605,200	△435,500	5,169,700
歳入合計		52,415,270	△1,053,321	51,361,949

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 議会費		319,153	△3,842	315,311	
	1 議会費	319,153	△3,842	315,311	
2 総務費		4,543,458	△13,628	4,529,830	
	1 総務管理費	3,584,353	31,591	3,615,944	
	2 徴税費	481,190	△7,199	473,991	
	3 戸籍住民基本台帳費	258,216	△2,616	255,600	
	4 選挙費	150,060	△33,308	116,752	
	5 統計調査費	36,454	△1,653	34,801	
	6 監査委員費	33,185	△443	32,742	
	3 民生費		19,996,351	△287,070	19,709,281
1 社会福祉費		5,741,707	△137,364	5,604,343	
	2 老人福祉費	4,264,076	△52,996	4,211,080	
	3 児童福祉費	7,635,969	△61,691	7,574,278	
	4 生活保護費	2,265,652	△34,386	2,231,266	
	5 人権政策費	74,808	△671	74,137	
	6 国民年金事務費	14,139	38	14,177	
	4 衛生費		4,782,372	△7,896	4,774,476
	1 保健衛生費		2,685,578	△11,185	2,674,393
2 清掃費		2,096,794	3,289	2,100,083	
5 労働費		58,033	△969	57,064	
	1 労働諸費	58,033	△969	57,064	
6 農林水産業費		938,302	△52,219	886,083	
	1 農業費	702,331	△62,847	639,484	
	2 林業費	80,075	13,976	94,051	
	3 水産業費	155,896	△3,348	152,548	
7 商工費		672,853	△178,443	494,410	
	1 商工費	672,853	△178,443	494,410	
8 観光費		777,446	△34,289	743,157	
	1 観光費	777,446	△34,289	743,157	
9 土木費		6,362,750	△175,671	6,187,079	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 土木管理費	292,504	△21,218	271,286
	2 道路橋梁費	1,880,976	0	1,880,976
	3 河川費	782,976	△57,145	725,831
	4 港湾海岸費	15,027	△2,639	12,388
	5 都市計画費	3,061,844	△71,572	2,990,272
	6 住宅費	329,423	△23,097	306,326
10 消防費		2,272,666	△49,292	2,223,374
	1 消防費	2,272,666	△49,292	2,223,374
11 教育費		5,589,669	△209,578	5,380,091
	1 教育総務費	1,413,532	△35,361	1,378,171
	2 小学校費	1,536,032	△70,735	1,465,297
	3 中学校費	398,826	△13,388	385,438
	4 幼稚園費	166,000	△2,196	163,804
	5 社会教育費	1,028,633	△51,158	977,475
	6 保健体育費	1,046,646	△36,740	1,009,906
12 災害復旧費		376,817	△20,374	356,443
	2 公共土木施設災害復旧費	328,015	△20,374	307,641
13 公債費		5,675,398	△20,050	5,655,348
	1 公債費	5,675,398	△20,050	5,655,348
歳 出 合 計		52,415,270	△1,053,321	51,361,949

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)	
9 土木費	3 河川費	排水機場維持管理経費 (ポンプ場機能更新)	補正前	106,199	平成30年度	66,388	
					令和元年度	39,811	
			補正後	93,944	平成30年度	66,388	
			令和元年度		27,556		
			排水施設整備事業	補正前	234,000	令和元年度	94,000
				令和2年度		140,000	
		補正後	196,509	令和元年度	71,509		
		令和2年度		125,000			
		5 都市計画費	宮川堤公園整備事業	補正前	109,500	平成30年度	67,750
				令和元年度		41,750	
		補正後	105,526	平成30年度	67,750		
		令和元年度		37,776			
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業 (平成30年度継続費)	補正前	248,225	平成30年度	158,777	
					令和元年度	89,448	
			補正後	245,312	平成30年度	158,777	
			令和元年度		86,535		
		神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業 (令和元年度継続費)	補正前	2,940,080	令和元年度	873,205	
			令和2年度		2,066,875		
		補正後	2,861,284	令和元年度	834,951		
		令和2年度		2,026,333			
	5 社会教育費	賓日館保存事業	補正前	27,258	令和元年度	17,116	
			令和2年度		10,142		
		補正後	27,225	令和元年度	17,116		
		令和2年度		10,109			

第 3 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額 (千円)
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設等整備事業	41,151
4 衛生費	1 保健衛生総務費	水道事業出資金	13,200
	2 清掃費	じん芥収集一般事業	8,863
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	66,822
		農村地域防災減災事業	6,000
	2 林業費	環境保全林整備事業	28,517
9 土木費	1 土木管理費	土木関係一般事業	400
	2 道路橋梁費	道路維持事業	16,290
		道路新設改良事業	4,653
		橋梁維持事業	36,990
		道路整備事業	84,316
		高向小俣線ほか1線整備事業	145,766
		通学路整備事業	20,131
		3 河川費	河川改良事業
	排水施設維持事業		70,940
	排水施設整備事業		25,047
	5 都市計画費	街路整備事業	29,741

款	項	事業名	金額 (千円)
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	41,000
11 教育費	5 社会教育費	図書館運営事業	2,472

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	316,575
			補正後	294,503

第4表 債務負担行為補正

廃止

事項	期間	限度額 (千円)
備蓄計画策定業務委託	自 令和2年度 至 令和2年度	9,100

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 (千円)	期間	限度額 (千円)
観光客実態調査業務委託 (令和元年度債務負担行為)	自 令和元年度 至 令和2年度	5,676	自 令和元年度 至 令和2年度	3,794

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	51,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 後の利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	356,200			

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 債	16,200
排 水 機 場 整 備 事 業 債	7,600

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,208,200	1,702,700
水 道 事 業 出 資 債	9,900	13,200
土 地 改 良 事 業 債	85,400	13,700
環 境 保 全 林 整 備 事 業 債	10,700	10,600
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	310,300	56,400
公 共 施 設 適 正 化 事 業 債	27,000	18,000

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
港湾改修事業債	2,700	500
街路整備事業債	16,400	23,900
公営住宅整備事業債	21,600	14,700
防災対策事業債	29,700	25,800
緊急防災・減災事業債	1,170,500	1,129,000
臨時財政対策債	1,500,000	1,571,000
災害復旧事業債	100,900	94,100

令和元年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、108,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,881,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,335,207	17,237	2,352,444
	1 国民健康保険料	2,335,207	17,237	2,352,444
2 国民健康保険税		157	△89	68
	1 国民健康保険税	157	△89	68
3 県支出金		9,242,918	13,113	9,256,031
	1 県補助金	9,242,918	13,113	9,256,031
5 繰入金		1,150,614	△15,364	1,135,250
	1 他会計繰入金	950,614	△15,364	935,250
6 繰越金		12,523	92,452	104,975
	1 繰越金	12,523	92,452	104,975
8 国庫支出金		0	702	702
	1 国庫補助金	0	702	702
歳入合計		12,773,700	108,051	12,881,751

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		175,925	△1,155	174,770
	1 総務管理費	150,277	△1,155	149,122
2 保険給付費		9,039,242	113,300	9,152,542
	1 療養諸費	7,864,263	105,000	7,969,263
	2 高額療養費	1,134,250	8,300	1,142,550
	3 移送費	289	0	289
4 保健事業費		197,390	△2,213	195,177
	1 特定健康診査等事業費	172,325	△95	172,230
	2 保健事業費	25,065	△2,118	22,947
6 諸支出金		38,984	△1,881	37,103
	1 償還金及び還付加算金	38,314	△1,881	36,433
歳出合計		12,773,700	108,051	12,881,751

令和元年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、86,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,094,718千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,261,971	△1,059	1,260,912
	1 後期高齢者医療保険料	1,261,971	△1,059	1,260,912
2 繰入金		1,744,000	△23,261	1,720,739
	1 一般会計繰入金	1,744,000	△23,261	1,720,739
3 繰越金		10	75,991	76,001
	1 繰越金	10	75,991	76,001
4 諸収入		2,311	34,755	37,066
	1 延滞金、加算金及び過料	1	550	551
	2 雑入	2,310	34,205	36,515
歳入合計		3,008,292	86,426	3,094,718

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		55,025	△2,977	52,048
	1 総務管理費	49,836	△2,477	47,359
	2 徴収費	5,189	△500	4,689
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,949,944	50,046	2,999,990
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,949,944	50,046	2,999,990
4 諸支出金		2,320	39,357	41,677
	1 償還金及び還付加算金	2,320	39,357	41,677
歳出合計		3,008,292	86,426	3,094,718

令和元年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、76,763千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,178,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,754,307	△45,595	2,708,712
	1 介護保険料	2,754,307	△45,595	2,708,712
2 国庫支出金		3,452,715	△263,739	3,188,976
	1 国庫負担金	2,619,436	△242,298	2,377,138
	2 国庫補助金	833,279	△21,441	811,838
3 支払基金交付金		3,641,714	△135,662	3,506,052
	1 支払基金交付金	3,641,714	△135,662	3,506,052
4 県支出金		1,721,358	246,536	1,967,894
	1 県負担金	1,637,148	262,377	1,899,525
	2 県補助金	84,210	△15,841	68,369
5 財産収入		500	52	552
	1 財産運用収入	500	52	552
6 繰入金		2,416,089	△187,519	2,228,570
	1 一般会計繰入金	2,129,639	△17,375	2,112,264
	2 基金繰入金	286,450	△170,144	116,306
7 繰越金		268,417	305,727	574,144
	1 繰越金	268,417	305,727	574,144
8 諸収入		5	3,437	3,442
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1,315	1,316
	2 預金利子	1	166	167
	3 雑入	3	1,956	1,959
歳入合計		14,255,105	△76,763	14,178,342

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		297,838	△14,155	283,683
	1 総務管理費	142,972	△5,639	137,333
	2 徴収費	16,568	△666	15,902
	3 介護認定諸費	138,298	△7,850	130,448
2 保険給付費		13,097,184	△10,565	13,086,619
	1 介護サービス等諸費	13,097,184	△10,565	13,086,619
3 地域支援事業費		570,258	△52,107	518,151
	1 地域支援事業費	570,258	△52,107	518,151
4 基金積立金		500	52	552
	1 基金積立金	500	52	552
6 諸支出金		287,925	12	287,937
	1 償還金及び還付加算金	287,925	12	287,937
歳出合計		14,255,105	△76,763	14,178,342

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業 (体 制 強 化 加 算 分)	自 令 和 元 年 度 至 令 和 2 年 度	3 0, 0 0 0

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
第 9 次 老 人 福 祉 計 画 ・ 第 8 期 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 業 務 委 託	自 令 和 2 年 度 至 令 和 2 年 度	4, 224	自 令 和 2 年 度 至 令 和 2 年 度	4, 180

令和元年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)

令和元年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		3,967	220	4,187
	1 事業収入	3,967	220	4,187
2 県支出金		656	△22	634
	1 県補助金	656	△22	634
3 財産収入		29	△10	19
	1 財産運用収入	29	△10	19
4 繰越金		100	232	332
	1 繰越金	100	232	332
歳入合計		4,752	420	5,172

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,765	420	3,185
	1 総務管理費	2,765	420	3,185
歳出合計		4,752	420	5,172

令和元年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

令和元年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、28,256千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、614,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		530,010	35,108	565,118
	1 事業収入	530,010	35,108	565,118
2 財産収入		226	4	230
	1 財産運用収入	226	4	230
3 繰入金		50,688	△50,688	0
	1 基金繰入金	50,688	△50,688	0
4 繰越金		5,000	43,017	48,017
	1 繰越金	5,000	43,017	48,017
5 諸収入		10	815	825
	1 雑入	10	815	825
歳入合計		585,934	28,256	614,190

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		585,919	28,256	614,175
	1 管理費	585,919	28,256	614,175
歳出合計		585,934	28,256	614,190

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
1 観光交通対策 事業費	1 管理費	観光交通対策管理事業	10,071
		一般会計繰出金	22,983

令和元年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和元年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、570,669千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、876,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		60,610	56,087	116,697
	1 財産運用収入	4,759	△608	4,151
	2 財産売払収入	55,851	56,695	112,546
2 繰入金		1,387,034	△627,237	759,797
	1 基金繰入金	1,387,034	△627,237	759,797
3 繰越金		1	481	482
	1 繰越金	1	481	482
歳入合計		1,447,646	△570,669	876,977

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,447,646	△570,669	876,977
	1 管理費	60,612	56,567	117,179
	2 事業費	1,387,034	△627,236	759,798
歳出合計		1,447,646	△570,669	876,977

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 用地取得事業費	2 事業費	公共用地・代替地取得事業	536,612

令和元年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	93,330人	△ 5,234人	88,096人
	外来	127,400人	128人	127,528人
	健診・ドック	15,259人	△ 344人	14,915人
(3) 1日平均患者数	入院	255人	△ 14人	241人
	外来	520人	11人	531人
	健診・ドック	53人	△ 1人	52人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	7,560,253	47,207	7,607,460
第1項	医療収益	6,061,622	14,327	6,075,949
第2項	健診収益	333,701	7,511	341,212
第3項	医療外収益	1,164,830	24,588	1,189,418
第4項	特別利益	100	781	881

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,039,137	11,182	8,050,319
第1項	医療費用	7,616,385	△ 34,671	7,581,714
第2項	健診費用	195,044	△ 2,742	192,302
第3項	医療外費用	226,608	48,595	275,203

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 収 入	338,975	252,861	591,836
第3項	寄 附 金	4,000	4,366	8,366
第4項	基 金 繰 入 金	64,560	239,700	304,260
第5項	投 資 償 還 金	1,770	9,512	11,282
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	21,618	△ 717	20,901

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 支 出	483,183	8,152	491,335
第1項	建 設 改 良 費	238,086	△ 11,380	226,706
第4項	基 金 積 立 金	70,330	19,532	89,862

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職 員 給 与 費	4,149,201	18,567	4,167,768

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,352,203	15,949	1,368,152

令和元年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	57,156 戸	△89 戸	57,067 戸
(2) 総 給 水 量	16,014 千m ³	△95 千m ³	15,919 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,754 m ³	△259 m ³	43,495 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 水源地施設更新事業	110,020 千円	△30,000 千円	80,020 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,819,025	2,194	2,821,219	
第1項 営業収益	2,545,718	△11,219	2,534,499	
第2項 営業外収益	271,040	8,640	279,680	
第3項 簡易水道収益	2,267	2,765	5,032	
第4項 特別利益	0	2,008	2,008	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,433,251	△3,790	2,429,461	
第1項 営業費用	2,290,390	△1,165	2,289,225	
第2項 営業外費用	120,862	△2,625	118,237	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,147,674千円」を「1,078,884千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	723,199	30,890	754,089
第1項	企業債	540,600	17,300	557,900
第2項	負担金	171,616	10,290	181,906
第3項	出資金	9,900	3,300	13,200

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,870,873	△37,900	1,832,973
第1項	建設改良費	1,528,976	△30,000	1,498,976
第2項	償還金	341,897	△7,900	333,997

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
簡易水道事業	40,600	57,900

令和元年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排 水 戸 数	24,486 戸	128 戸	24,614 戸
(2) 総 排 水 量	6,905 千m ³	△256 千m ³	6,649 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	18,867 m ³	△700 m ³	18,167 m ³

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	3,730,391	△10,790	3,719,601
第1項 営業収益	1,418,019	△32,129	1,385,890
第2項 営業外収益	2,312,372	20,969	2,333,341
第3項 特別利益	0	370	370

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	3,530,682	△49,851	3,480,831
第1項 営業費用	2,978,238	△28,886	2,949,352
第2項 営業外費用	542,444	△20,965	521,479

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,665,077千円」を「1,614,231千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	3,319,834	1,988	3,321,822
第2項	負担金	365,134	1,988	367,122

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,984,911	△48,858	4,936,053
第2項	企業債償還金	1,530,625	△48,858	1,481,767

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の内、次のものを廃止する。

事	項	期	間	限度額(単位 千円)
下水道使用料納入通知書等作成業務委託		自	平成31年4月1日	10,540
		至	令和5年3月31日	

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額		78,087	46,308	124,395

令和元年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、438,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,800,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		10,528,004	66,817	10,594,821
	1 地方交付税	10,528,004	66,817	10,594,821
16 国庫支出金		6,889,523	133,726	7,023,249
	2 国庫補助金	1,196,924	133,726	1,330,650
17 県支出金		3,386,555	27,554	3,414,109
	1 県負担金	2,194,901	7,604	2,202,505
	2 県補助金	895,158	19,950	915,108
23 市債		5,169,700	210,500	5,380,200
	1 市債	5,169,700	210,500	5,380,200
歳入合計		51,361,949	438,597	51,800,546

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		886,083	24,947	911,030
	1 農業費	639,484	24,947	664,431
9 土木費		6,187,079	40,243	6,227,322
	1 土木管理費	271,286	13,075	284,361
	2 道路橋梁費	1,880,976	12,440	1,893,416
	5 都市計画費	2,990,272	14,728	3,005,000
11 教育費		5,380,091	373,407	5,753,498
	1 教育総務費	1,378,171	304,000	1,682,171
	2 小学校費	1,465,297	43,236	1,508,533
	3 中学校費	385,438	26,171	411,609
歳出合計		51,361,949	438,597	51,800,546

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
6 農林水産業費	1 農業費	排水機維持管理経費	18,000
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査推進事業	13,075
	2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	1,630
	3 河川費	河川維持事業	4,180
11 教育費	1 教育総務費	GIGAスクール環境整備事業	304,000
	2 小学校費	小学校整備事業	43,236
	3 中学校費	中学校整備事業	26,171

変 更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	補正前	66,822
			補正後	70,219
		農村地域防災減災事業	補正前	6,000
			補正後	9,550
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	補正前	16,290
			補正後	27,100
	5 都市計画費	街路整備事業	補正前	29,741
			補正後	44,469

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 債	1,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	147,300			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1,702,700	1,746,900
土 地 改 良 事 業 債	13,700	17,000
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	356,200	359,700
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	56,400	60,900
街 路 整 備 事 業 債	23,900	30,000

伊勢市告示第 40 号

令和 2 年 3 月 23 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 2 年度当初予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 2 年度 伊勢市一般会計予算

令和 2 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,890,870 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		16,320,000
	1 市民税	7,203,000
	2 固定資産税	6,651,911
	3 軽自動車税	393,000
	4 市たばこ税	700,089
	5 入湯税	25,000
	6 都市計画税	1,347,000
2 地方譲与税		357,000
	1 地方揮発油譲与税	82,000
	2 自動車重量譲与税	250,000
3 森林環境譲与税		25,000
	1 地方揮発油譲与税	82,000
	2 自動車重量譲与税	250,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		60,000
	1 配当割交付金	60,000
5 株式等譲渡所得割交付金		20,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,000
6 法人事業税交付金		100,000
	1 法人事業税交付金	100,000
7 地方消費税交付金		2,680,000
	1 地方消費税交付金	2,680,000
8 ゴルフ場利用税交付金		14,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		50,000
	1 環境性能割交付金	50,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		84,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	84,000
12 地方特例交付金		95,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方特例交付金	95,000
13 地方交付税		10,110,000
	1 地方交付税	10,110,000
14 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
15 分担金及び負担金		590,843
	1 負担金	590,843
16 使用料及び手数料		342,667
	1 使用料	286,715
	2 手数料	55,952
17 国庫支出金		7,246,326
	1 国庫負担金	5,676,625
	2 国庫補助金	1,529,824
	3 委託金	39,877
18 県支出金		3,468,677
	1 県負担金	2,319,943
	2 県補助金	894,368
	3 委託金	254,366
19 財産収入		62,748
	1 財産運用収入	41,439
	2 財産売却収入	21,309
20 寄附金		160,012
	1 寄附金	160,012
21 繰入金		5,374,235
	1 基金繰入金	5,341,821
	2 特別会計繰入金	32,414
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
23 諸収入		614,361
	1 延滞金、加算金及び過料	20,000
	2 市預金利子	100

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	8,441
	4 受託事業収入	27,730
	5 雑入	558,090
24 市債		7,067,000
	1 市債	7,067,000
歳 入 合 計		54,890,870

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		323,796
	1 議会費	323,796
2 総務費		4,209,463
	1 総務管理費	3,254,906
	2 徴税費	520,525
	3 戸籍住民基本台帳費	276,092
	4 選挙費	35,734
	5 統計調査費	86,668
	6 監査委員費	35,538
3 民生費		20,188,678
	1 社会福祉費	5,722,035
	2 老人福祉費	4,369,518
	3 児童福祉費	7,807,797
	4 生活保護費	2,187,815
	5 人権政策費	87,379
	6 国民年金事務費	14,134
4 衛生費		5,322,655
	1 保健衛生費	3,192,415
	2 清掃費	2,130,240
5 労働費		59,311
	1 労働諸費	59,311
6 農林水産業費		916,728
	1 農業費	733,952
	2 林業費	67,019
	3 水産業費	115,757
7 商工費		412,622
	1 商工費	412,622
8 観光費		762,139
	1 観光費	762,139
9 土木費		7,337,276
	1 土木管理費	324,870

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 道路橋梁費	2,050,412
	3 河川費	841,535
	4 港湾海岸費	25,100
	5 都市計画費	3,751,589
	6 住宅費	343,770
10 消防費		2,484,467
	1 消防費	2,484,467
11 教育費		7,102,575
	1 教育総務費	1,848,834
	2 小学校費	2,901,510
	3 中学校費	283,440
	4 幼稚園費	199,070
	5 社会教育費	673,360
	6 保健体育費	1,196,361
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,721,122
	1 公債費	5,721,122
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		54,890,870

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
行政情報システム 更新業務委託	自 令和3年度 至 令和3年度	73,700
固定資産土地評価及び 地番図・家屋図修正業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和2年度 至 令和5年度	120,802
住民票交付等窓口 業務委託に係る経費 (令和2年度債務負担行為)	自 令和3年度 至 令和5年度	169,631
健幸ポイント事業 (令和2年度債務負担行為)	自 令和3年度 至 令和4年度	14,795
寿バス乗車券交付受付業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和3年度 至 令和3年度	584
観光客実態調査業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和2年度 至 令和3年度	4,393
高向小俣線ほか1線 整備事業業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	154,843
備蓄倉庫基本設計業務委託	自 令和3年度 至 令和3年度	9,800
みなと小学校スクールバス等 運行業務委託	自 令和2年度 至 令和5年度	31,076

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市町村合併特例事業債	1,071,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共事業等債	443,000			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	47,100			
公営住宅整備事業債	27,500			
一般単独事業債	67,600			
地域活性化事業債	22,000			
防災対策事業債	38,200			
地方道路等整備事業債	65,200			
緊急防災・減災事業債	3,262,800			
公共施設適正化事業債	70,400			
緊急自然災害防止対策事業債	521,700			
水道事業出資債	30,000			
臨時財政対策債	1,400,000			

令和 2 年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,808,348 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,305,527
	1 国民健康保険料	2,305,527
2 国民健康保険税		106
	1 国民健康保険税	106
3 国庫支出金		13,570
	1 国庫補助金	13,570
4 県支出金		9,342,865
	1 県補助金	9,342,865
5 財産収入		760
	1 財産運用収入	760
6 繰入金		1,115,925
	1 他会計繰入金	915,925
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		29,594
	1 延滞金、加算金及び過料	20,600
	2 預金利子	10
	3 雑入	8,984
歳入合計		12,808,348

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		190,172
	1 総務管理費	178,566
	2 賦課徴収費	10,685
	3 運営協議会費	380
2 保険給付費		9,142,502
	1 療養諸費	7,943,544
	2 高額療養費	1,158,250
	3 移送費	268
3 国民健康保険事業費納付金		3,257,469
	1 医療給付費分	2,202,088
	2 後期高齢者支援金等分	787,651
	3 介護納付金分	267,730
	4 保健事業費	209,974
4 保健事業費		209,974
	1 特定健康診査等事業費	172,907
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		7,211
	1 償還金及び還付加算金	6,451
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		12,808,348

令和２年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和２年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 182, 276 千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,354,727
	1 後期高齢者医療保険料	1,354,727
2 繰入金		1,825,228
	1 一般会計繰入金	1,825,228
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,182,276

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		56,917
	1 総務管理費	52,072
	2 徴収費	4,845
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,122,037
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,122,037
3 公債費		2
	1 公債費	2
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,182,276

令和 2 年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和 2 年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 4 1 9, 5 7 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,752,308
	1 介護保険料	2,752,308
2 国庫支出金		3,579,712
	1 国庫負担金	2,688,785
	2 国庫補助金	890,927
3 支払基金交付金		3,719,929
	1 支払基金交付金	3,719,929
4 県支出金		1,779,843
	1 県負担金	1,680,490
	2 県補助金	99,353
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,587,273
	1 一般会計繰入金	2,212,570
	2 基金繰入金	374,703
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		14,419,571

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		308,038
	1 総務管理費	233,581
	2 徴収費	13,238
	3 介護認定諸費	61,219
2 保険給付費		13,443,926
	1 介護サービス等諸費	13,443,926
3 地域支援事業費		660,606
	1 地域支援事業費	660,606
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		5,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		14,419,571

令和2年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和2年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		2,844
	1 事業収入	2,844
2 県支出金		631
	1 県補助金	631
3 財産収入		29
	1 財産運用収入	29
4 繰入金		373
	1 基金繰入金	373
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		3,977

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,897
	1 総務管理費	2,897
2 公債費		1,080
	1 公債費	1,080
歳出合計		3,977

令和 2 年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和 2 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 9 6 , 0 3 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		533,010
	1 事業収入	533,010
2 財産収入		258
	1 財産運用収入	258
3 繰入金		57,755
	1 基金繰入金	57,755
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		596,033

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観光交通対策事業費		596,018
	1 管理費	596,018
2 公債費		15
	1 公債費	15
歳出合計		596,033

令和2年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和2年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,469,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		554,728
	1 財産運用収入	4,367
	2 財産売却収入	550,361
2 繰入金		914,602
	1 基金繰入金	914,602
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,469,332

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得事業費		1,469,332
	1 管理費	554,730
	2 事業費	914,602
歳出合計		1,469,332

令和2年度伊勢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 93,075 人
	外 来 126,360 人
	健診・ドック 15,375 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 255 人
	外 来 520 人
	健診・ドック 53 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	8,040,492
第1項 医 業 収 益	6,304,994
第2項 健 診 収 益	337,250
第3項 医 業 外 収 益	1,398,148
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,263,465
第1項 医 業 費 用	7,854,405
第2項 健 診 費 用	199,375
第3項 医 業 外 費 用	208,585
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 437,803 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 437,803 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	627,140
第1項 負担金	465,370
第2項 企業債	100,000
第3項 寄附金	3,000
第4項 基金繰入金	56,520
第5項 投資償還金	2,250

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	1,064,943
第1項 建設改良費	250,000
第2項 企業債償還金	696,653
第3項 投資	56,520
第4項 基金積立金	61,770

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職員給与費			4,253,401
(2)	交際費			3,000

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,209
(2)	経営改善のための補助金			477,400

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は 1,384,465 千円と定める。

令和２年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	57,521 戸
(2) 総 給 水 量	15,704 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,025 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	113,041
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,041,145
ウ 老朽管更新事業	248,077
エ 加圧施設新設・更新事業	212,500

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,829,948
第1項 営業収益	2,533,024
第2項 営業外収益	296,924

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,509,166
第1項 営業費用	2,385,707
第2項 営業外費用	113,459
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,247,147千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	770,767
第1項 企業債	513,000
第2項 負担金	158,767
第3項 出資金	30,000
第4項 補助金	69,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	2, 0 1 7, 9 1 4
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 6 5 1, 9 8 7
第 2 項 償 還 金	3 6 5, 9 2 7

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
五十鈴川送水管布設工事	自 令和 3 年度 至 令和 3 年度	1 0 0, 0 0 0
水道料金等徴収業務委託 (令和 2 年度債務負担行為)	自 令和 3 年度 至 令和 7 年度	4 7 0, 7 0 6
水道料金等コンビニエンスストア 収納代行業務委託 (令和 2 年度債務負担行為)	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	1 6, 5 0 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	5 1 3, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金及び地方 公共団体金融 機構資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	313,862

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和2年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	25,306 戸
(2) 総 排 水 量	6,835 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	18,726 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,562,998
イ 汚水管渠更新事業	82,000
ウ 処理場更新事業	28,400
エ 雨水管渠敷設事業	15,000
オ 雨水管渠更新事業	103,910
カ ポンプ場築造事業	5,000
キ ポンプ場更新事業	185,337

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	3,799,287
第1項 営業収益	1,483,240
第2項 営業外収益	2,316,047

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,588,974
第1項 営業費用	3,069,455
第2項 営業外費用	509,519
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,617,731千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	3,199,491
第1項 企業債	1,894,200
第2項 負担金	376,141
第3項 国庫補助金	929,150

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 8 1 7, 2 2 2
第 1 項 建 設 改 良 費	3, 2 2 1, 8 7 0
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 5 9 3, 8 0 2
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 諸 支 出 金	1, 0 0 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
令和 2 年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和 3 年度 至 令和 7 年度	1 9 2
令和 2 年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1, 1 0 0
令和 2 年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1 5 0
下水道使用料等徴収業務委託 (令和 2 年度債務負担行為)	自 令和 3 年度 至 令和 7 年度	1 6 3, 6 8 1
下水道使用料コンビニエンスストア収納代行業務委託 (令和 2 年度債務負担行為)	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	8, 5 8 0
下水道使用料納入通知書等作成業務委託	自 令和 3 年度 至 令和 5 年度	1 0, 5 6 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 6 4 9, 8 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	7, 5 0 0			
流域下水道事業	2 3 6, 9 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3 3 2, 1 3 0

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 5 6, 2 3 3千円である。

伊勢市告示第 41 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置したので、同法第 115 条の 46 第 11 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市東地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市二見町茶屋 456 番地 2
- 4 設置の年月日
令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 42 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置したので、同法第 115 条の 46 第 11 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市五十鈴地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
医療法人社団 愛敬会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市楠部町字若ノ山 2605 番地 13
- 4 設置の年月日
令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 43 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置したので、同法第 115 条の 46 第 11 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市北地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 邦栄会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市馬瀬町 1094 番地 9
- 4 設置の年月日
令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 44 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置したので、同法第 115 条の 46 第 11 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市中部地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市八日市場町 13 番地 1
- 4 設置の年月日
令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 45 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置したので、同法第 115 条の 46 第 11 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市南地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 伊勢医心会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市二俣町 577 番地 9
- 4 設置の年月日
令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 46 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 47 第 1 項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置したので、同法第 115 条の 46 第 11 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市西地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市小俣町元町 536 番地
- 4 設置の年月日
令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 47 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 月 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

みえ医療福祉生活協同組合

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 在宅総合センター宮川さくら苑夜間対応型訪問介護

ほっとステーション

所在地 伊勢市中島 2 丁目 24 番 24 号

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 2 年 3 月 31 日 (事業所廃止年月日 : 令和 2 年 4 月 30 日)

4 サービスの種類

夜間対応型訪問介護

伊勢市告示第 48 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 世古口博昭

伊勢市御薊町王中島 325 番地

変更後 尾崎 誠

伊勢市御薊町王中島 622 番地 3

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中久保・湯田野組から次のとおり変更の届出があったので、同条第
10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 郁 生

伊勢市上地町 2971 番地

変更後 中 山 一 也

伊勢市上地町 3363 番地 2

伊勢市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	松 原 孝 次
	伊勢市二見町西 654 番地 1
変更後	北 村 幸 久
	伊勢市二見町西 1421 番地

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	角 屋 弘 光
	伊勢市東豊浜町 3615 番地
変更後	中 世 古 大 助
	伊勢市東豊浜町 1143 番地

伊勢市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 正 治
	伊勢市栗野町 1027 番地
変更後	石 井 一 裕
	伊勢市栗野町 1125 番地

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 右 京 俊 光

伊勢市檜原町 1580 番地

変更後 南 真 澄

伊勢市檜原町 133 番地 1

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 悟
	伊勢市東豊浜町 1378 番地
変更後	古 野 茂 樹
	伊勢市東豊浜町 4527 番地

伊勢市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	古 川 善 正
	伊勢市下野町 657 番地
変更後	鈴 木 信 宏
	伊勢市下野町 692 番地

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	竹 内 肇
	伊勢市村松町 3751 番地 2
変更後	中 村 元 彦
	伊勢市村松町 1 番地 27

伊勢市告示第 57 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 山 陽 一

伊勢市磯町 597 番地

変更後 楠 博 樹

伊勢市磯町 1070 番地

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	大 西 光 夫
	伊勢市小木町 403 番地 2
変更後	中 川 直 人
	伊勢市小木町 292 番地

伊勢市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 2 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 司

伊勢市西豊浜町 1548 番地

変更後 松 島 秀 雄

伊勢市西豊浜町 110 番地 9

伊勢市告示第 60 号

令和 2 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 61 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	岡 山 安 生
	伊勢市上野町 355 番地 18
変更後	小 倉 敦 司
	伊勢市上野町 355 番地 43

伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 2 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 下 敬 次

伊勢市御薊町上條 1642 番地 4

変更後 加 藤 尚

伊勢市御薊町上條 1171 番地 31

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	佐 波 良 紀
	伊勢市御薊町長屋 2951 番地
変更後	中 東 昇
	伊勢市御薊町長屋 188 番地

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 辻 村 幸 春

伊勢市御薊町高向 2384 番地

変更後 森 北 利 幸

伊勢市御薊町高向 2621 番地

伊勢市告示第 65 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 2 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 村 勝
	伊勢市御薊町長屋 1267 番地 1
変更後	三 好 良 夫
	伊勢市御薊町長屋 1568 番地 1

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第172回総会を次のとおり招集します。

令和2年4月13日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和2年4月15日(水)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第8号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和2年4月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
106	南和建設 株式 会社	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 1069番地	令和2年3月31日
200	辻田管工	伊勢市東豊浜町1176番地	令和2年3月31日
240	宮田管工設備	松阪市久保町1849番地71	令和2年3月31日
397	トレジャーホー ム 株式会社	亀山市南野町1番17号	令和2年3月31日
398	尾上管工業	松阪市射和町504番地1	令和2年3月31日

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和2年4月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
420	マルイチ設備	度会郡玉城町岡出88 番地	令和2年4月6日

伊勢市公告第 22 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 164 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までを除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

月末時点で申込者数が募集戸数に達した場合又は選考の結果、入居者数が募集戸数に達した場合は申込受付を終了します。

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身 入居	家賃
旭団地	旭町 49 番地 1	R C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	63,000 円
			2 階	3 D K	2	×	63,000 円
			3 階	3 D K	2	×	63,000 円

※ 1 R C : 鉄筋コンクリート造

4 申込資格

- (1) 自らが居住するため住宅を必要とする者
- (2) 現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

※ 親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族

※ 内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者

※ 婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者

- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。

- (4) 市区町村税を完納していること。

- (5) 収入基準（月額）が158,000円以上487,000円以下であること。

※ 収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

5 申込方法

F E住宅管理共同企業体で配布される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び市区町村税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

6 入居者の選考方法

当該月の申込受付が終了した時点で、申込者数が募集戸数を上回った場合は、抽選により入居者を決定します。

また、抽選会場及び日時については、その都度連絡します。

7 入居時期

入居決定を受けた日の翌月1日から1月間

8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 23 号

伊勢市地域公共交通網形成計画を策定しましたので、次のとおり公表します。

令和 2 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部交通政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 24 号

公 示 送 達

下記の者の平成 31 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略